

康
德
二
年

鄉
村
社
會
調
查
報
告
書
記
述
編

國
務
院
總
務
廳
統
計
處

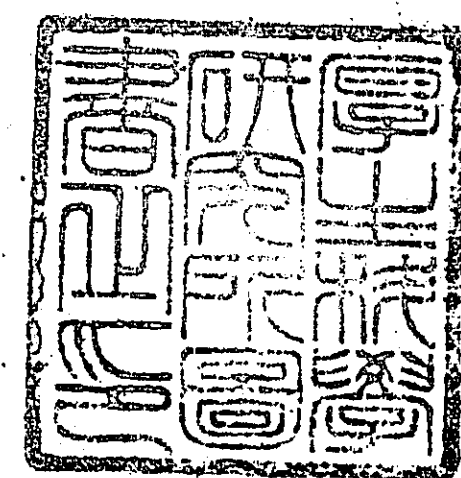
國立保健医療科学院蔵書



10012135

U

U
24



序 言

本報告書は康徳二年二月末の候より四月初旬に亘りて當處が政府各部局及滿鐵、協和會等の參加協力を得て行へる農村實態調査の結果資料を整理し之を綜合編纂せるものなり。

王道樂土の建設を旗幟として立國せる我國に於て百年の大計を樹立するに當りては其の國民的構成の大部分たる農村社會の實態を闡明にするを以て緊要不可缺となさざるべからず。而して當處は統計調査の創設事業を擔當するに當り偶々農村社會の實態を把握するの必要に迫られ、曩に大同二年年頭の候率先して奉天省復縣に於て之が調査を實施せるが引續き大同學院の請に應じて翌康徳元年夏季其の第一部第三期生を指導し以て全滿各地方に於て本實態調査を實施せしめ得るに至れり。其の後本調査を始め臨時産業調査局等の大規模に此種調査を實施せるあり斯界に好個の研究資料續々として提供されつゝあるは同慶に堪へざる所なり。

尙當處は過去の經驗に基き農村各般の實態を把握せんが爲には夫々の専門機關を動員するの必要にして效果的なるを認め、本調査を實施するに當りては専ら前述の如く政府中央地方各部局並滿鐵經濟調查會協和會等の協力を俟ちしものなるが、之等の各機關調査員は絶大なる協力精神を以て克く精勵以て概ね當初の目的を達するを得たり。茲に本報告書を上梓するに當り深甚なる敬意と謝意を表する次第なり。

讀者は本記述的報告書と共に曩に之が姉妹篇として上梓せる統計篇を彼此利用せらるの便宜多かるべきを記して序となす。

康徳三年五月一日

凡 例

一、本編は調査員の夫々所屬機關への報告をそのまま彙録せるものなり。

二、「概況」——當處附記——は調査終了と同時に不敢取記録及記憶の範圍に於て部落の概況を紹介せしものにして、筆者の主觀的抽象的な記述少しとせず、只部落構成表のみは統計編完成後之によりて正確なる數字に更めたり。

三、度量衡單位は總て部落民の報告を其儘採用せるものにして各地從來の慣行單位なり。

總 目 次

奉天省海城縣第一區响堂村攔河山屯	一
奉天省西豐縣第二區更刻村忠信屯	八七
熱河省凌源縣第一區十五里堡	一六
吉林省伊通縣第二區達子營屯	三七九
龍江省龍江縣第一區大道三家子	五七
興安南省科爾沁左翼中旗第一區二貝子府屯	六七

奉天省海城縣第一區响堂村攔河山屯

調查時期 自康德二年二月二十八日 至三月十四日

第一班

民政	永富直明、朱秉建、金培業
土地	局 山崎晃
財政	部 藏川滿雄、喬傳述
文教	部 黃千里
統計	處 栗本豐、楊茂樸、中西兩平、周武達、劉恒德

一 概 況	統計處	栗 本 豊	一
二 土 地	土地局	山 崎 晃	三
三 租 稅 公 課	財政部	歲 川 滿 雄	四
四 教 育 宗 教	文教部	黃 千 里	六

一、概況

統計處 栗 本 豊

目次

- 一、位 置
- 二、地 勢
- 三、部落の境界と面積
- 四、戸 口 數
- （一）戸 數
- （二）人 口 數
- 五、部落の沿革
- （一）部落の發生
- （二）部落名の由來
- 六、部落の構成
- （一）職業別構成
- （二）性別構成
- 七、社會的に觀たる特殊相
- （一）移しき出稼人口
- （二）居住年數に觀る特殊相
- 八、經濟的特殊相
- （一）主要農産物及作付面積
- （二）消費經濟の強度なる都市依存性
- （三）耕地の極端なる零細化
- （四）前拂金納の小作料
- 九、地理的に觀たる特殊相
- 一〇、隣接部の方向距離戸數

一、位 置

欄河山屯は奉天省海城縣第一區の主村响堂村の管轄内に在る副村なり。
海城縣城南門を出て第十區に向ふ縣道を東に八里の地點、欄河山の西麓、楊柳河の北側に展開する一團の部落にして縣全體より觀るときは、

中央部より稍東方に位するも第一區に於ける地位は最東端を占め、東隣五里にして第十區の苗官屯に接し、南隣楊柳河を隔てて第三區の大新屯と相對せり。

二、地 勢

欄河山は西流して遼河本流に注ぐ最南端の支流楊柳河の千山山脈を離れんとする地點の名残りとしての突起なり。故に此の一帯を廣範園に俯瞰すれば遼河平原の東端に當り、視野を縮小して部落に就きて觀るに縣道の北方は千山山脈の一支脈の平原に没入せんとする低き丘陵地帯なり。縣道の南方は楊柳河流域低地にして河流に接近するに従ひ砂礫の含有加はり土質概ね不良なり。

三、部落の境界と面積

部落間の境界は明瞭なるものの如く有識者の境界に對する認識も大體に於て一致せり。

宅地、宅地内菜園及道路を除く總耕地面積は一、一六六畝（二一六、六天地）と稱せり。

四、戸 口 數

(一) 戸 數	五十五戸
(二) 人 口 數	
男	一九八人
女	一九二人
計	三九〇人
女 一〇〇とする男の數	一〇三・一
一戸當り平均人口數	七・一

右人口數中には舊正休暇、冬閑期に一時的に歸省せるものを含むを以て之を控除するときは總體的の減少を來すと共に男子の女子に對する割合は更に遞減し女子人口多數を示すに至るべし。

五、部落の沿革

(一) 部落の發生

本屯の發生は本屯居住者各戸の祖先が大半順治八年尙王爺（尙可喜平南散親王と稱し當地方一帯に土地を所有せしものなり）に招來され山東、直隸方面より移住せるものなることにより、順治八年遼東招民令に先つこと二年移民部落として發生したること明なり。

(二) 部落名の由來

欄河山屯の名は部落の傍らに聳立する欄河山（標高九〇米程度と思はる）の名に因めるものなり。欄河山は初め爛柯山と呼ばれしこと山腹の三官廟の碑文により。明かなり。此の山の東面に共神仙の住める岩洞あり、往昔二人の神仙が棋を打ち初め、時の経過するを忘れ打ち終りて傍に置きし斧を取りあけんとせしに斧の頭のみありて其の柄既に腐爛して無かりしとの傳説あり。此の時間を超越したる神仙の奇行に因み山名を爛柯山と稱するに至れりと。然るに其の後數回の楊柳河の氾濫に際し縣城は爛柯山の存在により其の都度水害より救はれしが終に轉音して欄河山と呼ばれるに至れりと。

六、部落の構成

部落内各世帯の經營形態、家族數、土地所有面積及農業以外の現金収入を掲げて部落構成状態の一覽に便するに次の如し。

世帯番號		經營形態		男	女	計	所有地	貸付地	小作地	經營地	農業外現金收入	備 考
1	自作	兼小作	二	五	一六	一〇〇・五	响	响	二・〇〇	二・一九	响	長男及其の妻よりの送金
2	無	職	二	二	四	一	一	一	一	一	一〇八	
3	行	商	二	三	五	一	一	一	一	一	四〇	
4	自	作	五	二	七	〇・五五	一	一	一	一	一五〇	長男の出稼送金、次男零工



四

自	小	小	農	其	無	合
作	作	業	業	業	業	計
兼	兼	兼	兼	兼	兼	計
雜	雜	雜	雜	雜	雜	計
業	業	業	業	業	業	計
三	四	五	六	七	三	五

註 本表の職業は戸主のものにして世帯全員の職業的構成を表明するにあらず

(一) 姓 別 構 成

本屯ノ姓別構成次ノ如シ

白	楊	徐	路	劉	張	孫	陳	曲	其	合
一四戸	一三	四	三	三	三	二	二	二	九	五
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

本屯の開拓者は白、徐、路の三家にして楊は稍遅れて到来せるものなり。部落の自治三義會の名は右三家に因るものなり。

(二) 所有面積並經營面積別構成

所有戸數	經營戸數
一四戸	一九戸
一三	一六
一	一

三	五	一〇	二〇	計
响	响	响	响	計
未	未	未	未	計
滿	滿	滿	滿	計
九	一	四	四	五
二	一	五	四	五

七、社會的に觀たる特殊相

(一) 夥しき出稼人口

出稼者の多數なることは既に調査進行中に注意を喚起されたり。出稼人口を有する世帯は五五の中二六戸にして不在者總數は四五名なり。而も此の數には本屯に居住して都市的勤務に従事するもの、農閑期を利用して都市労働に従事するものは除外するを以て之を考慮するとき出稼不在者は時期如何により更に高率を呈すべし。

(二) 居住年數に見る特殊相

人口過剰、土地の零細化は上述の如く夥しき人口の移動を刺激せるにも拘らず世帯を中心として其の移動状況を考察するとき甚だしき矛盾を發見せり。即ち戸數五五の中三九戸の壓迫的多數が父祖の代よりの定住にして、爾餘の十六戸と雖も移住以來相當の年數を経過し何れも姻戚關係により移住を行へるもののみなることなり。此處に村人口の移動が生活根據の移動を刺激することの極めて微々たることを發見し、開拓二百年にして完成に魂の郷土として完成せる部落の姿を看取し、愛郷精神の反映を見たり勿論其處には山東、河北方面よりの出稼移民の割込む餘地なく農業經營に於ける雇傭關係も親戚朋友の關係に於て行はるもの多しと。

因に移住年數別各世帯數を示せば次の如し。

移住年數	戸數	移住年數	戸數
康徳二年	二	五十年前	五
康徳元年	一	十年前	四
大同二年	一	當代	五

八、經濟的特殊相

(一) 主要農作物及作付面積

昨年に対する増減

高	大豆	谷	棉	包	粳	瓜	花	蔬
四四二畝	一八九	二〇〇	二二〇	一〇	一五	三〇	一〇	四〇
三八石	四九五石	九六石	五、四七五斤	四石	八石	不	二、四五〇斤	不
減一五〇畝	減五〇畝	増減ナシ	増一八〇畝	減二〇	前年同	前年同	増五畝	増三五畝
増	平	減	減	同			増	増
1/10	5/10	2/10	1/10				2/10	4/10

本屯に於ける主食物は高粱と粟にして、作付面積の上にも之を反映し自給經濟の濃度を説明せり。棉花の如きは商品の生産なるも尙完全に自家の需要に充つる包米の如きものあり。蔬菜の栽培は宅地内菜園を含ます都市に對する供給を目的とするもののみの計上なり。

以上の如く本屯の農作物を通じて觀る生産經濟は大體に於て商品としての生産よりも自給に供するものの生産率高し。尙前年度との比較に於て高粱の作付減少棉花の栽培面積の増加あるは棉花栽培の指導獎勵の結果と解して差支へなし。

(二) 消費經濟の強度なる都市依存性

縣城を距る僅に八里の本屯か生産、消費兩方面に亘り尠からず都市依存の傾向あるべしとは初めより豫想せしところなりと雖も、それが生産經濟に於ける都市依存の色彩極めて微薄にして寧ろ生産經濟の不活潑を都市に於て補はんとするところの消費經濟に關聯する都市依存なりしことは其の強度性と共に吾人の豫想外とするところなり。

1 農業以外の現金収入

農業經營以外の現金収入の總額は六、一七一・六圓にして一戸當り平均約一二・二圓に相當す。尤も此の金額の中には部落内及部落外に於る農業勞働収入を含む。然れども其の大部分は都市出稼者の送金にして如何に出稼者が部落民の生活經濟を潤しつつあるかを知るに足る。

2 農業經營なき世帯

總戸數五五の中二二戸は農業を營まざるも此の中には耕作地及耕作に關係する地主及農業勞働者十戸を含むを以て之を除外する十一戸が完全に農業と關係なき世帯となり、殘る四四戸が農業に關係する世帯となる(前掲部落の構成の職業別構成参照)。然れども以上は戸主に基ける職業を以て世帯の職業と便宜的に看做せるものにして上述「農業に關係する世帯」との字句を意識的に用ひざるを得ざる程各世帯の職業別は複雑なるあり、隨て各個人の職業別統計を作成すれば都市依存關係のより高度なることを看取し得るや明かなり。

(三) 耕地の極端なる零細化

前記の如き都市依存性の最大條件として中心城市との近距離に在ることも考究し得ざるにあらざるも決定的條件としては過剩人口と分家制度により一家の生計を維持し得ざる程度にまで分割されし耕地の極端なる零細化なるべし。

斯くて數字のみの判斷に於ては全般的には恰も都市勤勞者の郊外居住に於ける空地利用の如き觀さへ與へらる從て當地方では一般に土地計量の單位は畝を以て呼ばる場合多し。

本屯に於ける最大耕地面積は一七八畝にして百畝(一〇天地)以上僅に三戸にして一〇畝(一天地)未満は三四戸の農戸中一八戸を占む。

五畝未満	(4)	(20)	(30)	(41)	(45)	(49)	(51)	七戸				
一〇畝未満	(7)	(11)	(12)	(14)	(18)	(21)	(22)	(27)	(35)	(44)	(48)	五戸
三〇畝未満	(6)	(31)	(34)	(37)	(42)	(52)	(53)	(55)	八戸			
五〇畝未満	(33)								一戸			
一〇〇畝未満	(24)	(26)	(28)	(32)					四戸			

一〇〇畝以上 (1) (5) (47)

三月
三四月

10

三〇畝以上にして初めて家族數五、六人以上の生活を維持し得るものとせば耕地にのみにより生活を維持し得るものは二六戸の多數を占む尙部落居住者の總耕作地一、〇一一・六畝を全戸數五五戸を以て除し二戸當り面積を求むるに一八・四畝に當り農業經營者三四戸の平均一戸當り面積は二九・八畝にして極端なる土地零細化を看取するに充分なり。

(四) 前拂金納の小作料

都市を廻る菜園の契約にして初めて見られる場合多しとする金納の小作料が本部落に於ては一般畑地に對し然も前拂の形式に於て多數行はる。勿論都市經濟の浸潤及耕地の零細化を餘儀なくせしめたるが如き社會經濟機構に於ける自らなる作用の結果と稱し得べきも地主の意識するところは何等の危險を負担せざる好條件に於て何時にても耕作希望者を求め得るか爲なりと。

次に本屯に於ける小作の種類及其の慣行内容を列記的に紹介せん。

1 小作の種類

大體に於て左記の如し

前拂金納小作九戸、定額小作二戸、分益小作一戸、勞力小作二戸、計十四戸

2 前拂金納小作

(1) 保證人、契約書共に無く口頭を以て契約を締結す

(2) 毎年年末迄に契約を更新すると同時に小作料を現金にて納付す

(3) 小作料 上地一天地に就き四五圓、中地一天地に就き二・五圓

(4) 小作料の減免 不作の場合次年度小作料を減免することあり

(5) 滞納の處分 小作料を現金にて前納するを以て之無し。危險の豫防に對する考慮を要せざるを以て小作契約は極めて簡單化せり。

3 定額小作

定額小作は二戸あるのみにして契約書、契約保證金、附加物等總べて無く一年一換の口頭契約なり。

小作料は(6)は七畝の土地に對し高粱一・五石谷子一石を納付す。(12)は下地七畝に對し高粱八斗なり。

4 分益小作

(52) 一戸にして證書、保證人、保證金附加物共に無く一年一換の口頭契約にして小作料は收穫時に地主立會收穫高に應じて均分す。

5 勞役小作

(51)(52)の二戸なり(51)は屯公會の土地部落民の所謂會上地の小作にして五畝を小作し、契約は口頭にして保證金、證書、附加物共になし。小作料は小學校教師の炊事を賄ふことにより免除さる。

(52)は墓地附平の土地一四畝を耕作するも墓守を爲すことにより別に小作料の納付を要せず。保證人、證書、保證金等は一切無し此の外小作として取扱ふべきか否か判斷に迷ふか如きもの一件ありたり。即ち土地所有者は耕作に當り不作の年に限り肥料代を提供する外年々耕作物を指名し、耕作關係より觀るときは作者は完全に傭人なるも收穫高を均分せることにより明に經營上の危險を負担するを以て此の點を強調して觀るときは分益小作とも考へ得るものなり。

九、地理的に觀たる特殊相

地理的特殊事情として吾人の注意を喚起せしことは南接大新屯の境界は、自然的境界として最も相應はしき楊柳河(沙河とも稱せり)の横流あるにも拘らず、境界が河流を隔てて遙に北方に設定せらるる事實なり。此處に其の緣由とるを略記せん。

數回の洪水に際し海城、响堂村等を水害より免れしめたる闡河山の存在は十數年前の洪水に當り、今迄闡河山屯南方より二又に流れて三角州を形成せしものを闡河山屯側の河流を潰して大新屯近くの流れ一條とせり、之により闡河山屯方面に河底の露出を生ぜると共に三角州をも河北に屬すこととなりたり。斯くて闡河屯の部落民は露出河底地及三角州の耕作可能地を自報升科して之を得たるも、升科後二ヶ年を経過したる際三角點上に僅少の耕地を所有せし大新屯居住民より訴訟を提起され、其の際闡河山屯民は感情的に現在河流の南岸迄は當屯の所有地なりとの不當なる主張を爲したることにより終に當然取得し得べき舊河底地大新屯側の所有に歸して敗訴となれり。其後學校維持費其他により

頁数の増大を來せる部落民は喪失土地に對し今尙戀々たるものある如く、本問題の再燃可能に就き調査班に問ふところありたり。

一〇、隣接部落の方向距離戸數

部落名	方向	距離 里	戸數
檜樹園子	東	一	九
苗官屯	東	五	一五〇
東陵	東	一〇	一五〇
房身屯	東	一三	九〇
代千屯	北東	二八	一五〇
腰屯	北	二	五六〇
東北堡子	北	一〇	七八〇
王石頭堡子	東北	一二	七八〇
文家石堡	東北	七八	五六〇
羅相堡	西北	三七	五六〇
响子涯	西	五	二〇〇
前子涯	西北	三	七八〇
西子涯	西	八	四五〇
小河	西南	五	六〇
大新屯	西南	四	二五〇
丁家峪	東南	五	六七〇

右表掲列の各部落戸數により本屯を顧みるに、本屯は當地方一帯の各屯に比し最小の部落に屬することを知る。

二、土地

土地局 山 崎 晃

目次

序	第一章 調査地の概況	第一 業主権の内容に関する慣行
第二章 土地に関する一般的事項	第二 業主権の限界に関する慣行	第二 業主権の限界に関する慣行
第一節 土地の沿革	第一節 土地の境界に関する慣行	A 土地の境界に関する慣行
第二節 土地の面積	B 業主権の制限に関する慣行	B 業主権の制限に関する慣行
第三節 地目	C 業主権の共同に関する慣行	C 業主権の共同に関する慣行
第四節 地價及房價地稅	第二節 租權に関する慣行	第二節 租權に関する慣行
第五節 土地分配の狀況	第三節 租房に関する慣行	第三節 租房に関する慣行
第三章 土地權利主體關係	第四節 典權に関する慣行	第四節 典權に関する慣行
第一節 個人	第五節 權利の得喪に関する慣行	第五節 權利の得喪に関する慣行
第二節 部落	第一節 先占、添附	第一節 先占、添附
第一 攔河山村會	第二節 賣、買	第二節 賣、買
第二 攔河山村會の土地	附 免、交換、贈與	附 免、交換、贈與
第四章 權利の種類別慣行	第三節 相 續	第三節 相 續
第一節 業主権に関する慣行	第六章 地 券	第六章 地 券
	附 各種文契實例	附 各種文契實例

序

一、本報告書は康徳二年二月十八日より三月十四日までの間に於て行はれたる國務院統計處主催滿洲鄉村社會調査第一次第一班に参加し土地

關係事項に就き調査せる結果なり。
調査地に入るに先ち縣公署財務局及縣農會に於て本縣全般の土地事情を概略聴取し、調査地に於ては村董、學董、村會會首、學校教員及村長（主村响堂村の）等に就き聴取調査を爲し、特殊の權利關係は其の當事者に就きて調査し、尙必要と認むる地點は之を實見し、更に隣接部落（第三區大新屯）に就き比較調査を爲し司法關係に就きては地方法院海城分庭に於て質す等努めて詳細正確を期したりと雖も調査地に於ける實際調査日數（五日間）の僅少なりしたため十分なる調査を爲し得ず後日の調査研究を俟ちて訂正完補するものとす。
一、本調査は當局審定科員山崎晃之を擔任す。

第一章 調査地の概況

調査地攔河山村は奉天省海城縣第一區响堂村の副村にして縣城を距つること東南一・五軒第一區の南端に位し東は榆園子屯、西は响堂村、南は沙河子の北部、北は枕頭山の分水嶺に境し東西約〇・八軒（二・四支里）南北約一・三軒（二・四支里）、總面積約〇・九平方軒（一、七〇〇畝餘）を占む。戸數五五、人口三九三、（男一九八、女一九五）職業別戸數を擧ぐれば別表の如し即ち該表に見るが如く大多數は農を以て業と爲せり。

本村の東南約十七軒、折木城附近に源を發する沙河子は山脈に挟まるる平野を西北に向ひて緩流しつつ本村の南方を過り縣城の西北三十軒牛莊城附近に至りて遼河に合流し渤海に注げり。

本村の東部に攔河山と稱する標高九十五米（陸地測量部發行地形圖に據る）の丘陵あり。岩石露出し樹木繁茂し夏は芝草に蔽はれ、山嶺に立てば一帯の山脈と河川を一眸に收むるを得、傳説に富み風光佳良なる山にして季節には近隣より杖を曳く者多しと。

（別表）

職業別戸數表

地	主	兼	自	作	主	兼	自	作
地	主	兼	自	作	主	兼	自	作
三	三	三	三	三	三	三	三	三

地主兼小作	一
自作小作	一三
自作小作	六
自作兼雜業	四
小作兼雜業	三
小作兼雜業	五
農業勞働	六
其他	八
無職	三
合計	五五

（註）本表の職業は世帯主のみのものなり。

第二章 土地に關する一般的事項

第一節 土地の沿革

調査部落は清朝初葉まで荒蕪地なりしが順治帝の遼東移民獎勵政策に依り尙可喜が山東、直隸方面より漢人を招來し開拓せしめたり。而して居住者の祖先の大半は順治八年（今を距る二百八十四年前）移住せるものなり。
光緒三十二年清賦、民國元年第二回の清賦、更に同八年清丈を爲したりと。

第二節 土地の面積（註一）

一、攔河山村總面積 一、七〇〇畝餘（註二）

二、耕地面積

上	中	下	城
則(註3)	則	則	則
〇 畝	一、〇三・一九	九六・五〇	一五・九〇
			計
			一、一四三・五九三

三、地主一戸當平均耕地面積

三八・二一畝(地主戸數三〇戸)

四、主要農作物作付面積

種別	面積畝	昨年比増減
高 粱	四四二	減 一五〇畝(註4)
大 豆	一八九	減 五〇
粟	二〇〇	増 減なし
棉	二二〇	増 一八〇(註5)
王 獨	一〇	減 二〇
粳 子	一五	増 減なし

- 註(1) 本節に掲ぐる土地の面積は凡て實測せる數字に非ず、聴取せる所に依るものなり。他章節に於ける亦同斷なり。
 (2) 本節に掲ぐる土地の面積の單位たる一畝は凡て二四〇弓とす他章節に於ける亦同斷なり。
 (3) 茲に掲ぐる土地の等則は課税標準と爲れる所のものにして土地の實質に依るものに非ず。
 (4)(5) 棉花栽培の指導獎勵の結果なり。

五、面積の單位及算定方法

一天地は十畝と爲すを普通とすれども六、八或九畝と爲すこともあり。而して一畝は二四〇(平方)弓と爲す。即ち墻の長さ七二〇弓(墻間の距離は一尺七寸とす)に相當す。普通、方形の土地(方園)に就きては二四〇(平方)弓を以て計り、夫以外の形のものに就きては七二〇弓を以てす。

丈量に用ふる器具には木尺と麻繩とあり。又木の枝を二本結び付けて股間一弓のこんばす型のものを作りて之を使用することもあり。木尺は幅厚さ各一寸位、長さ一弓とす。調査地に於て使用せる木尺を實測したる處一・五八八米(即ち日本尺五・二四〇四尺に當る)にして〇、〇一二米の誤差を認めたり。麻繩を使用する場合は豫め木尺を以て適宜の長さに計り一弓毎に印を附し置くものとす。

六、地券表示面積と實際面積との相違狀況其他
 實測と驗契に依るに非ざれば正確なる所は不明なるも相當相違ありと認めらる。又等則の決定に付きても随分不公平なる事實ありしもの如し。尙地券面が數代前の名義のまゝとなれるものも可成多數あるもの如し。

第三節 地 目

土地の用法に依る地目名稱を擧ぐれば次の如し(調査地住民の普通用ふる所の稱呼に依る)旱田、宅地、坎地、牧養地、水泡、道、河

第四節 地價及房價、地稅

一、地 價 (註1)

上 地	中 地	下 地	城 地
一畝當	〃	〃	〃
五〇圓	四五	三五	三〇

二、典 價

賣買價額の大略 $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{1}{3}$

三、房 價 (註2)

瓦 房	草 房	磚 瓦 房	土 平 房
一間當	〃	〃	〃
一〇〇圓	七〇	五〇	四〇

四、地 税

上 則	中 則	下 則	城 則	計(ノ)
田賦(一畝當) 〇、一五四圓	〇、一四六圓	〇、一四〇圓	〇、一三六圓	〇、三〇〇圓
〇、一一〇	〇、一二四〇	〇、一二四〇	〇、一二四〇	〇、二五〇
〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、二〇〇
〇、〇三三	〇、〇六七	〇、〇六七	〇、〇六七	〇、一〇〇

此の外耕作者を村費(普通之は會上^{まじり}錢と呼ぶ)として等則を分たす一畝に付〇・五圓を負擔せり。其の内譯左の如し。尙此の村費は經費の多寡に應じ増減することあり。

村公所費	〇、一四五圓
學校費	〇、一七〇
區農會費	〇、〇一〇
廟費	〇、〇三〇
村董伙食費	〇、〇三〇
看青費(註3)	〇、〇五〇
招待費	〇、〇四〇
雜費	〇、〇二五

註(1)(2) 康徳元年八月調
(3) 陰曆六月より九月に至る間苗を監視せしむる爲め傭入るる者に給する手當

第五節 土地分配の狀況

一、各級地主の數的狀況

(1) 十畝以下のもの	一四戸
(2) 十畝以上二十畝以下のもの	六
(3) 二十畝以上三十畝以下のもの	二
(4) 三十畝以上四十畝以下のもの	一
(5) 四十畝以上五十畝以下のもの	一

(6) 五十畝以上七十畝以下のもの	二
(7) 七十畝以上百畝以下のもの	二
(8) 百畝以上のもの	二
計	三〇

二、地主の形態別戸數

地主	三戸
地主兼自作	三
地主兼小作	一
自作	一三
自作小作	六
自作兼雜業	四
計	三〇

三、小 作 戸 數

地主兼小作	一戸
自作小作	六
小作	三
小作兼雜業	五

小作總面積 二五三畝
小作人一戸當耕地面積 一六・九畝

四、調査地以外の居住者にして調査地に於て土地を所有する者一八戸あり。其の面積計約二五〇畝にして内譯次の如し。

約一〇〇畝(尙一族のもの)——調査地の住民に租出せり。
〃 七〇(梁萬純のもの)——調査地以外の住民に租出せり。
〃 一四三〃(其の他のもの)——自作せり。

第三章 土地權利主體關係

第一節 個人

- 一、土地の權利主體は原則として男子に限らるるが右權利能力者が若し幼年者たるとき（調査地に實例あり）、不具者たるとき（調査地に實例なし）、精神に支障を來したるとき（調査地に實例なし）、乃至失踪したるとき（調査地に實例なし）は家長、親族、親友の順に依り土地を管理するものとす。而して幼年者の場合は二十歳に達したるとき自ら土地を管理するものとす。
- 二、女子は土地の所有者たり得ず。粧畜地の實例なし。
- 三、外國人は調査地に居住せず（外國法人もなし）。

第二節 部落

第一 攔河山村會

調査地に攔河山村會と稱するものあり。初め三義會（三の文字は本屯の舊家白、徐、路三家の意なりと）と稱したるものが攔河山公會と改稱せられ、攔河山が副村となりて現在の名稱となりたるものなり（住民は普通之を公會と呼べり）
全屯民を以て會員とし會首十名あり（現在内二名缺員）、村董及學董（各一名）には會首毎年交替にて之に當るものとす。村董は本屯を代表し村長（即ち主村响堂村の村長）の命を受け村費の徵收、道路修繕（夫役に依りて爲す）の監督、戸口、家畜の調査、紛議の調停等に當る學董は村董を輔佐し學校の庶務を掌り會計を監査す。村董及學董に對しては村會より一年三十元の報酬あり。
攔河山村會は一年二回（陰曆一月十五日及四月二十八日）常會（大會と呼べり）を開き、部落に事ある場合臨時臨時會（小會と呼べり）を開きて協議す。議長には村董之に當る。會議は學校に於て開かれ議終りて廟に參拜するを儀禮とす。村會には別に條規なけれども「以不犯公安爲規則」てふ不文律あり。

村費（普通之を會上錢と呼ぶ）は耕地一畝に付き等則を分たす一年五角（内譯は第二章第四節四參照）を徴し康德元年一月より十二月に至

る村費歳計は五七一元五角なり。村費は經費の多寡に應じ増減することを得。而して之を負擔する者は耕作者にして小作地に於ては小作人の負擔たり。

此の村會は法律上規定せられたる法人には非ざれとも村會財産に關し爭訟あれば法人の規定を準用し村會自ら訴訟當事者たり得るものとす、（此の點地方法院海城分庭推事談）。

第二 攔河山村會の土地

攔河山村會の土地（住民は之を會地と呼べり）左の如し。

山地	一〇七・七畝 寺の敷地〇・八畝を含む
廟地	四・八 （廟の敷地〇・八畝を含む）
學校用地	一・〇
牧養地	二〇〇・〇
計	三二三・五

一、山地

山地即ち攔河山の概略に就きては第一章末段に述べたり。此の山地は（地盤、毛土共に）舊時より部落民の總有にして部落民自由に之を使用收益（註1）したるが民國初年より部落民の個別的使用收益は之を禁止せり（註2）此の山地に對しては民國五年六月財政部發給の財政部執照二葉あり（註3、5）該地券及登記の名義人は當時の村董となり居れり。（註4）

- 註（1） 雜草枯枝の採取或は遊覽に供する等。
（2） 山地に生ずる雜草は部落民の採取を禁じ秋期村會に於て人を雇ひて刈取り之を賣却して村會の經費に充つ。昨年の賣上高約十圓。
（3） 村會の土地にして地券あるは本項の山地のみにして他はなし。
（4） 之は村會名と爲すべきものと部落民は言ひ居りたり。
（5） 攔河山に對する執照の要領

其一

名 稱

財政部執照

發給官廳

財政部

發給年月日

民國五年六月七日

領名

海城縣人白國永(當時の村董)

坐落

海城縣欄河山

四至

東至山分水、南至河、西至地、北至道

地目等則

官有樵採則生荒地

面積

東西三十八丈 南北九十五丈 計六十畝二分

價銀

免價

帶收照冊經費

大銀元十八元六分

添附書類

1 丈單

民國五年四月十五日奉天全省官地清丈局發給

2 登記證書

發給年月日

民國五年五月十二日

登記費

一元二角〇四厘

登記人名

白國永

登記事由

報領官產土地所有權

其の二

左記事項以外は其の一と同じ(山の分水嶺を境界として二枚に分ちたるものとす)

四至

東至地、南至河、西至山分水、北至道

面積

東西二十八丈五尺、南北一百丈、計四十七畝五分

帶收照冊經費

大銀元十四元二角五分

二、寺廟地

欄河山の山上に寺あり。小學校の西隣に藥王廟あり。何れも往年に住持ありて之を管理したるものなれども現在は村會に於て管理中なり。

藥王廟は敷地の外に菜園及宅地を有し之を出租し租價を祀廟費に充つ。

三、學校用地

小學校は藥王廟の東隣に在り。其の用地は建物敷地及運動場にして、學田はなし。(註1、2)

(註1) 本屯に於ける小學校は四年卒業、教師一人、生徒三八人(男二七女一一)、經費年額四五〇圓、授業料一人年額三圓なり。

(2) 學校建物も村會の有なり。

四、牧養地

藥王廟の裏、北側に在り、石塊多き土地にして雜草は部落民の總有にして牧養に供す。

第四章 權利の種別慣行

第一節 業主權に關する慣行

第一 業主權の内容に關する慣行

一、業主が土地を他人に出租したるとき該土地に對し第三者の不法侵害(例盜墾)ありたる場合租戶業主に報告したる上業主より第三者に對し侵害の除去を請求するものとす。

出典の場合は典主より直接第三者に對し侵害の除去を請求するものとす。

調査地には盜墾の實例少し。

二、調査地には他人の土地を占有開墾せる實例はなけれども若し斯くの如き場合に業主が土地の回復を求むるには土地開墾資本の賠償を要せざるものとす。

三、業主は自己の土地を如何なる目的に使用するも絶対自由なり、例之耕地を牧地若は林地に變更し或は不耕のまゝ放任す等の如し。たゞ墳墓は街地即ち家屋の集合せる場處には設けることを得ず。

四、業主が自己の土地の地下に埋没せる礦物を發見したるときは官に報告し其の許可を受け礦照を受領したる上採掘することを得。寶物、金錢等は發見者に歸す。

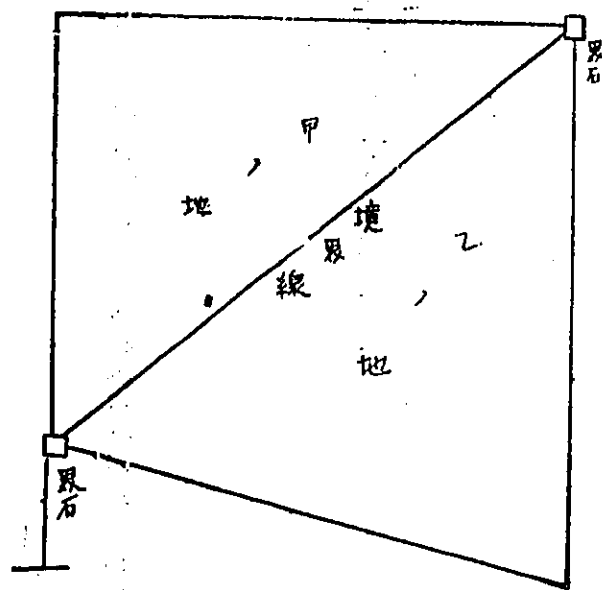
第二 業主權の限界に關する慣行

A 土地の境界に關する慣行

一、土地の境界を表示する物體に左の如きものあり。

- (イ) 界石
 - (ロ) 塙
 - (ハ) 稀 稭 帳 子
 - (ニ) 壕 或 格
 - (ホ) 溝
 - (ヘ) 道
 - (ト) 接 壤
- (土塙)
(高粱がらを組合せたるもの)
(型に土を盛りたるもの)
(型に土を掘りたるもの)

二、界石を以て境界とする場合



(其の二) 高低あるとき

